

昭和二十四年法律第二百二十号

長崎国際文化都市建設法

(目的)

この法律は、国際文化の向上を図り、恒久平和の理想を達成するため、長崎市を国際文化都市として建設することを目的とする。

第一条 長崎国際文化都市建設する特別都市計画(以下国際文化都市建設計画といふ)は、新法の施行

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第一項に定める都市計画の外、国際文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

第二条 長崎国際文化都市建設する特別都市計画(以下国際文化都市建設計画といふ)は、新法の施行

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第一項に定める都市計画の外、国際文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

第三条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、国際文化都市建設事業が第一条の目的にらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成にできる限りの援助を与えなければならない。

第四条 国は、国際文化都市建設事業の用に供するためには、その事業が速やかに完成するよう努め、少なくとも六箇月ごとに、国土交通大臣にその進捗状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、国際文化都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(長崎市長の責務)

第五条 国際文化都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するよう努め、少なくとも六箇月ごとに、国土交通大臣にその進捗状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、国際文化都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第六条 長崎市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、長崎国際文化都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

(長崎市長の責務)

第七条 国際文化都市建設計画及び国際文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附 則	
○一號) 抄	この法律(第一条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附 則	
一六〇號) 抄	この法律(第一条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附 則	
第一条	この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)	、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
	公布の日